

別表2 役職者の職務分担

1. 総合企画局長(副会長)
職能・調査部、政策・渉外部を統括し、会務全般を把握して円滑な会務の遂行に努める。
2. 職能・調査部長(副会長)
会員の身分及び職域の拡大に関する事項や診療報酬並びに介護報酬の問題等に関する事項の推進に努める。
3. 政策・渉外部長(副会長)
渉外活動や県民への啓発、理学療法士の立場から様々な政策提言を行うことにより、県民への保健・医療・福祉サービスの向上に努める。
4. 事務局長
総務部及び財務部を統括し、会務全般から事務の細部にわたる業務を把握して、的確で円滑な執務がなされるように指導、監督する。
5. 広報局長
会員情報部及び普及推進部を統括し、会員に対する情報発信と、会員外に対する理学療法の啓発活動が円滑に行われるよう指導、監督する。
6. 学術局長
学会部、学術誌部を統括し、これらの活動を指導、監督するとともに、学際性豊かな学会の開催や、学術誌の発行を行い、学術研究を推進するように努める。
7. 教育局長
新人教育部及び生涯学習部を統括し、会員の生涯学習が適切に管理され、社会のニーズ、変化に対応できる人材を育成するために、新人教育プログラムの実施や認定・専門理学療法士の取得、その他の学術教育活動の円滑な運営と企画・調整について指導、監督する。
8. 公益事業局長
地域振興部及び健康・スポーツ部を統括し、これらの活動を指導、監督するとともに、医療・介護・社会福祉活動の全般を把握しながら、時代の推移に合った保健活動や福祉活動の実施、及び県民への普及活動等公益事業の推進に努める。
9. 地区局長
支部の活動を統括し、各支部における会員の親睦や交流、学術および技術の研鑽に関する活動等の援助を行うとともに、各支部への情報や連絡の伝達ならびに意見の把握等を行い、支部活動が円滑に行われるよう調整に努める。